

# 一宮市地域生活支援拠点について

作成 一宮市福祉部福祉総務課福祉総合相談室  
一宮市障害者自立支援協議会地域生活支援拠点事業所連絡会議

令和6年4月 1 日

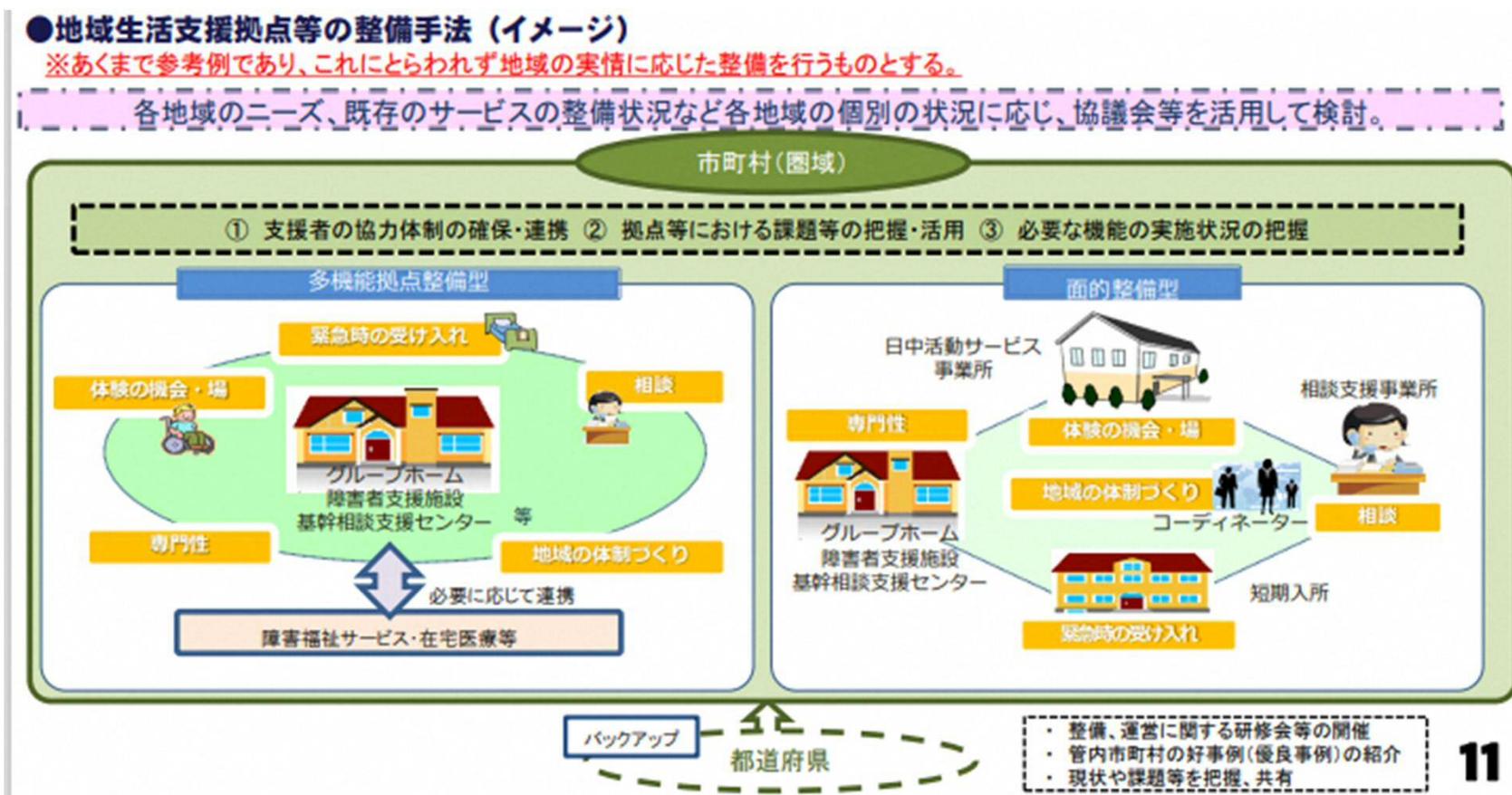
# 1 地域生活支援拠点について

## (1) 趣旨

障害者の重度化・高齢化を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり※（3）必要な機能参照）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することを趣旨としています。

## (2) 整備手法

下の図に示す通り、必要な機能を特定の施設に集約する「多機能拠点整備型」と、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」があります。



### (3) 目的

地域生活支援拠点の目的は大きく下記の2つとなっています。

①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えること

②体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場を移行しやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援すること

### (4) 必要な機能

上記の目的を果たすために必要な機能として下記の5つが示されています。

必要な機能	内 容
①相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

## 2 一宮市の地域生活支援拠点について

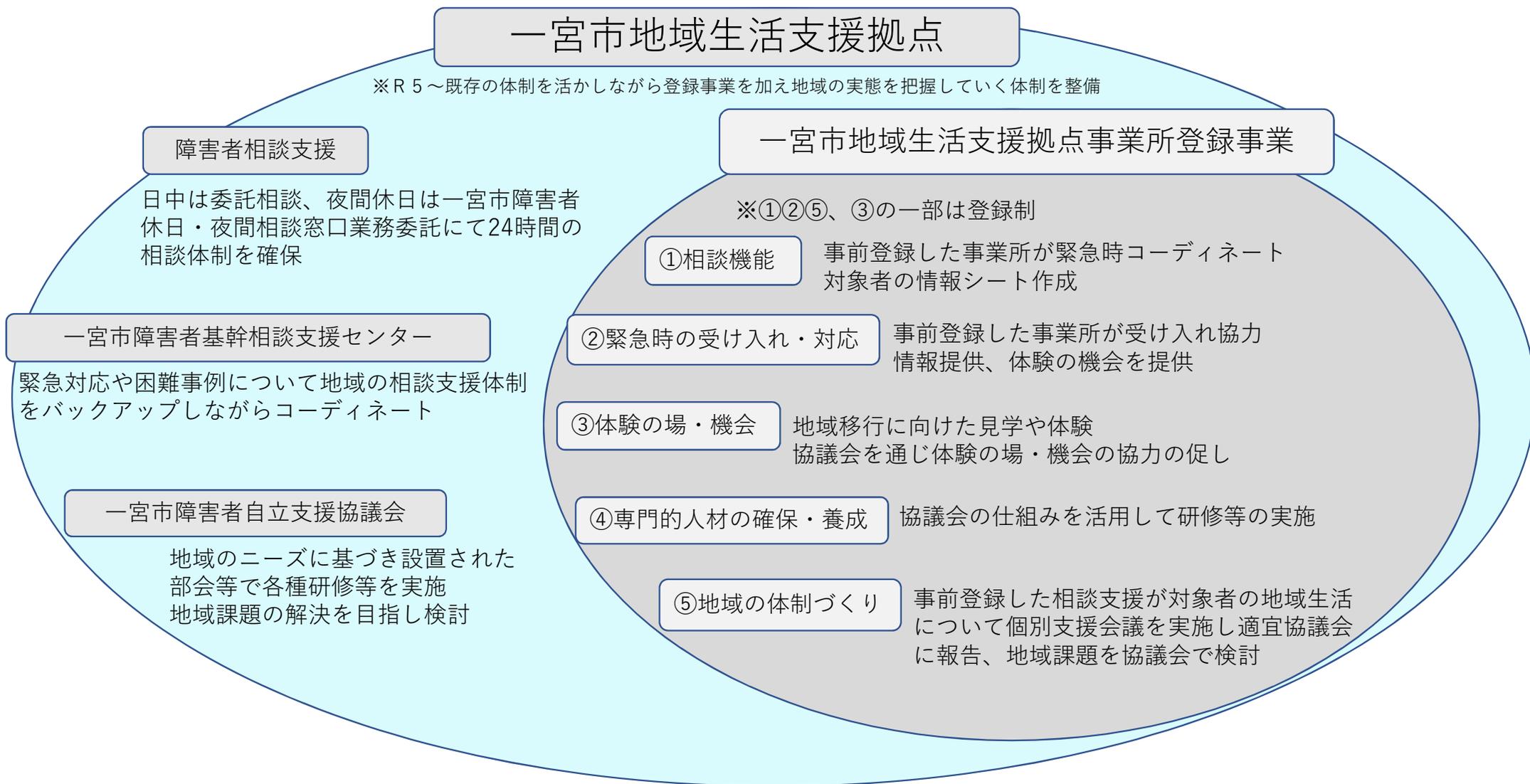
### (1) 経過について

平成29年度に面的整備済とし、令和5年度より①相談、②緊急時の受け入れ・対応、令和6年度より③体験の機会・場、⑤地域の体制づくりの機能について、実情を把握するため、事業所の登録制をとり、整備状況は下記の通りとなっています。

必要な機能	内 容	一宮市の整備状況
①相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所の相談支援機能が整備されている。また、事前登録した障害児・特定相談支援事業所を拠点機能事業所として位置付け、把握しているケースの緊急時対応を調整し、基幹相談支援センターに相談や報告をする。拠点機能事業所で緊急時の対応が必要になると想定される障害者について、情報シートの作成を促している。
②緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	拠点機能事業所として事前登録された障害福祉サービス事業所等において、緊急対応の際受け入れの協力をする。
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	施設入所支援等における地域移行の取り組みと合わせ、対象者に対するグループホームの見学や体験の機会の提供のほか、自立支援協議会に参加している事業所に協力要請をして、利用希望があれば特定相談事業所ともに対応していく。
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	協議会等の仕組みを活用しながら、医療的ケア等の専門的な支援が必要な障害者に対応する体制の確保を構築し、専門的な人材の確保ならびに養成を行う。
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	個別支援会議等を通じて抽出した課題を自立支援協議会にて集約、分析する。各専門部会等で課題の解決について協議し必要な事業等を企画し、地域の体制づくりを行っていく。

(2) 一宮市地域生活支援拠点の体系図（令和6年度～）

令和6年度からの地域生活支援拠点の体系については、下記の図のとおりです。



(3) 一宮市地域生活支援拠点事業所登録事業について

① 対象事業所（令和6年度）

- ・ 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ 居宅介護事業所
- ・ 通所系サービス事業所（生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）
- ・ 施設入所支援

② 拠点事業所として協力すること

下記の表に記載の通り、拠点事業所においては事業の実施について、ご協力をお願いします。

※登録したことにより、必ず支援を実施していただくものではありませんが、現状でできることを対応していただくようお願いします。

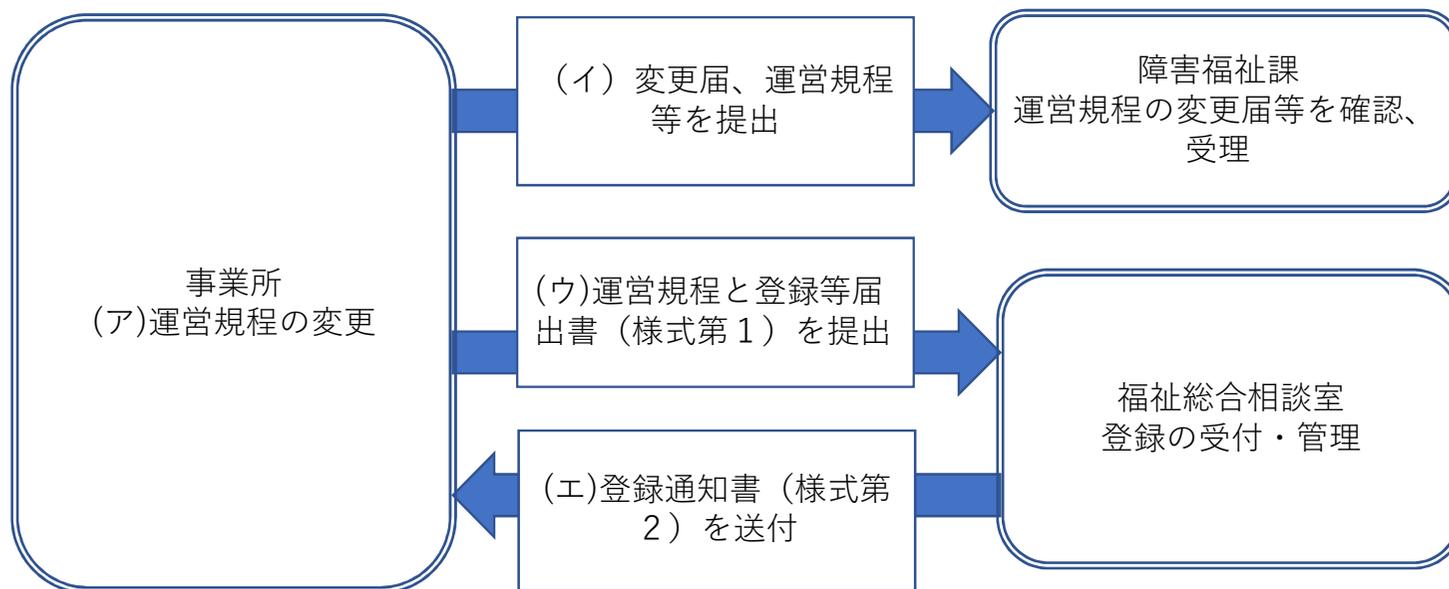
特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所	短期入所事業所	居宅介護事業所	通所系サービス事業所	施設入所支援
<p>①平常時より相談者やその家族等への緊急時の過ごし方をイメージしてもらい、<u>情報提供</u>を行う。</p> <p>②平常時より相談者やその家族等と緊急時の過ごし方を確認し、必要に応じて<u>情報シート</u>の作成を行う。</p> <p>③相談者やその家族等が緊急時となった場合に情報シートに基づいて対応を行う。</p> <p>④普段相談対応していないケースにも関係機関と連携し、緊急対応を行う。</p> <p>⑤対象となるケースについて個別支援会議の開催と協議会への報告を行う。</p>	<p>①地域生活支援拠点の関係事業所からの<u>問い合わせ窓口の確保</u> ※事業所連絡先、担当者、その他緊急のコーディネートの際に必要な「事業所情報シート」を登録の際に提出する。</p> <p>②問い合わせに対して短期入所の<u>空き情報の情報提供</u>する。</p> <p>③空きがある（受け入れ体制がある）場合、<u>最低1泊以上の受け入れ協力</u>をする。</p> <p>④通常時に緊急に備えた体験的な利用受け入れ、見学受け入れに協力する。</p>	<p>①地域生活支援拠点の関係事業所からの<u>問い合わせ窓口の確保</u> ※事業所連絡先、担当者、その他緊急のコーディネートの際に必要な「事業所情報シート」を登録の際に提出する。</p> <p>②（対応できる体制がある）場合、<u>緊急時の利用の協力</u>をする。</p>	<p>①地域生活支援拠点の関係事業所からの<u>問い合わせ窓口の確保</u> ※事業所連絡先、担当者、その他緊急のコーディネートの際に必要な「事業所情報シート」を登録の際に提出する。</p> <p>②（夜間対応できる体制がある）場合、<u>緊急時の利用の協力</u>をする。</p>	<p>下記 共通事項 を参照</p>

**共通事項**

- ①困難事例や地域以降事例等について個別支援会議を協力して開催し、地域での生活等について検討を行う。（一宮市障害者基幹相談支援センターが会議に出席するため必要時は後方支援等を依頼する。）
  - ②地域生活支援拠点連絡会議に出席し、報告を行うとともに評価に協力する。
- ※1年間の実績（相談・問い合わせに対する受付・協力状況、受入れ件数など）を評価し、協力状況が著しく悪い場合は拠点登録から外す場合がある
- ※緊急対応とは 家族（主たる介護者）の入院、冠婚葬祭、災害などやむを得ない緊急事態での対応

### ③登録手順

- ア) 運営規程に拠点等の機能を有する事業所であることを規定する。
- イ) 運営規程と変更届を障害福祉課へ提出する。
- ウ) 変更した運営規程と合わせ、一宮市地域生活支援拠点事業所登録等届出書（様式第1）を福祉総合相談室へ提出する。
- エ) 福祉総合相談室より、一宮市地域生活支援拠点事業所登録通知書（様式第2）を交付。



※参考 以下に示すのは運営規程の記載例であり、各事業所に応じた規定とし、内容を理解したうえで作成してください。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

1 相談

緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上、常時の連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要な対応を行う機能

2 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制及び医療機関への連絡調整等必要な対応を行う機能

3 体験の場、機会

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

5 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

- ④拠点登録をした場合得られる報酬上の加算について  
 拠点機能事業所として登録・対応した場合に得られる加算については下記のとおりです。

特定相談支援事業・障害児相談支援事業	短期入所	居宅介護
<p>○<u>地域生活支援拠点等相談強化加算・・・700単位/回</u>            ※<u>短期入所事業所への受け入れ実績（回数）に応じて月4回を限度に加算。</u></p> <p>拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行うことを評価する加算</p>	<p>○<u>地域生活支援拠点の登録に伴う加算・・・100単位/日</u></p> <p><u>運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め一宮市に登録した短期入所事業所で、かつ関係機関との連絡調整に従事する者を配置している場合について、緊急時対応に限らず、利用開始初日のみ所定単位数に更に加算する。</u></p>	<p>○<u>地域生活支援拠点の登録に伴う加算・・・50単位/回</u></p> <p><u>運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め一宮市に登録した居宅介護事業所で、かつ関係機関との連絡調整に従事する者を配置している場合について、緊急時対応加算に更に加算する。</u></p>
<p>○<u>地域体制強化共同支援加算・・・2,000単位</u>            ※<u>当該計画支援対象障害者1人につき1月に1回を限度に加算</u></p> <p>特定相談支援・障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等について他の福祉サービス等の事業者と3者以上と共同して課題検討等を行い、在宅での療養上必要な説明および指導を行った上で、協議会に文書により説明、報告した場合に算定する加算。            （運営規定において、一宮市において地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。）</p>	<p>○<u>緊急短期入所受入加算</u></p> <p>運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め一宮市に登録した短期入所事業所において、平時から利用者の生活状況等を把握するため、指定短期入所事業所の職員のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を1以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。</p> <p>◆緊急短期入所受入加算Ⅰ（福祉型、共生型）・・・270単位/日</p> <p>◆緊急短期入所受入加算Ⅱ（医療型、医療型特定）            ・・・・500単位/日</p>	<p>※参考</p> <p>○緊急時対応加算・・・100単位/回（月2回を限度）</p> <p>居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護（身体介護）を、利用者又はその家族等の要請を受けてから24時間以内に行った場合</p>

自立生活援助・特定相談支援事業・障害児相談支援事業・地域移行支援・地域定着支援

通所系サービス事業所

施設入所支援

○【R 6 新設】地域生活支援拠点等機能強化加算…500単位/月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様

【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、B型】

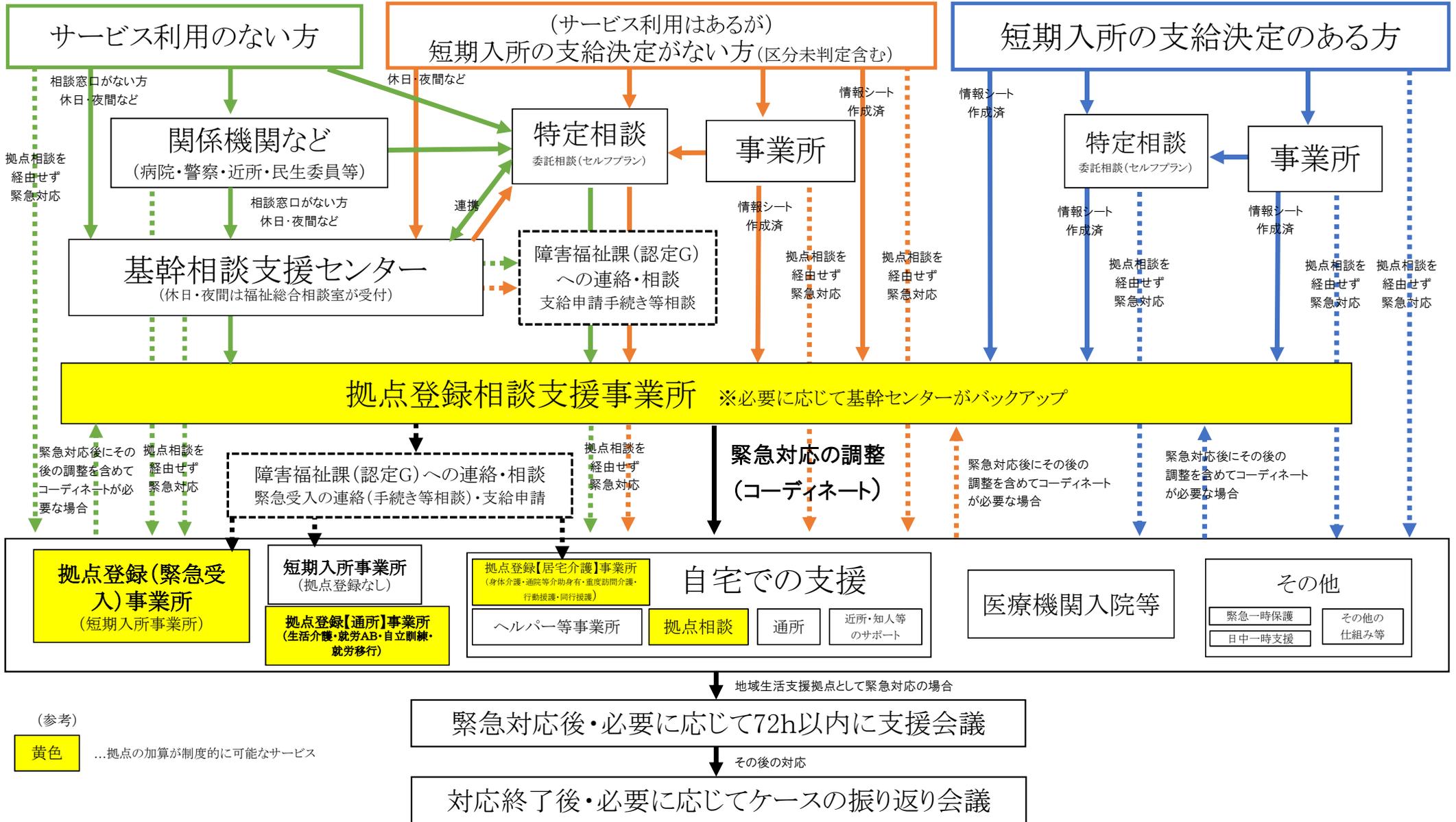
○【R 6 新設】緊急時受入加算…100単位/日

運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め一宮市に登録し、かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算

○【R 6 新設】地域移行促進加算（Ⅱ）…60単位/日

運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め一宮市に登録した障害者支援施設において、入所者に対して通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

(4) 一宮市地域生活支援拠点・緊急受け入れ対応フローチャート  
 対象者別に対応のフローチャートについて下記の通り示します。



#### 4 地域の実情の把握と地域生活支援拠点の評価

##### (1) 報告書等の作成・提出

一宮市地域生活支援拠点事業所登録事業実施要綱に定める報告様式を用いて、報告書等の作成をお願いします。

##### (2) 登録事業所の公開

一宮市の公式ウェブサイト（ページID：1055062）にて登録事業所の一覧を作成し公表します。

##### (3) 事業の評価について

一宮市で集約された実績をもとに、一宮市障害者自立支援協議会において評価をしていきます。

##### (4) 一宮市地域生活支援拠点登録事業所連絡会への参加

一宮市の地域生活支援拠点を推進していくため、定期的に連絡会を開催していますのでご出席ください。  
事例の積み重ねから支援情報の共有、課題分析等を行い、事業の検証や連携調整等について協議しています。  
開催日時については登録事業所あてに別途通知します。

#### 5 最後に

一宮市地域生活支援拠点事業は、障害のある方を地域全体で支えていくことが目的であり、地域の関係者の皆様の協力が必要不可欠です。ぜひとも積極的な参画、協力をよろしくお願いいたします。

## 6 参考

(1) 拠点に関する問い合わせについて

各種問い合わせに関しては内容により下記へご連絡ください。

内容によって協議が必要になる場合もあり、お時間を頂戴する可能性があります。ご理解いただきますようお願いいたします。

障害者基幹相談支援センター 電話 26-2230	福祉総合相談室 電話 28-9145	障害福祉課 電話 28-9147
ケース相談に関すること		
※相談支援事業所のみ (別紙様式1)相談票と (別紙様式3)記録書の提出	拠点事業所登録事業に関すること (届出等)	
	拠点連絡会議に関すること	
		加算に関すること